



2018年4月5日発行
 NPO法人
 湘南ふくしネットワークオンブズマン
 「成年後見支援センターだより」
 編集責任者 藤本 直也
 〒253-0043 茅ヶ崎市元町5-2-2
 永井ビル3階
 電話・FAX 0467-85-6660



<成年後見支援センター主催 シンポジウム>



平成29年11月25日13時30分～15時30分
 茅ヶ崎市の後援で、「地域で支える認知症高齢者 ~想いをつなぐ成年後見制度~」をテーマにシンポジウムを「いこりあ」にて開催しました。スタッフ、シンポジストを含め参加者は44名でした。



「地域連携ネットワークってなあに？」の講演では、当法人副理事長、相川弁護士より、最近の国の動きから始まり「権利をまもる」ことと「成年後見制度」との関わりなどを説明、当事者自らがWISH(想い)を思い出し、また支援する側は寄り添い、彼らの横に立って歩む事の大切さを訴えました。



続いてのシンポジウム(コーディネーター:相川弁護士)では、二つの事例をもとに茅ヶ崎市内で活動されている6名の専門職の方々から様々な意見を伺いました。

- 事例1: 認知症高齢者の発見から成年後見制度を利用するまで
- 事例2: 専門職後見人が付いた認知症高齢者支援

シンポジストの紹介

- 小野田さん(専門職後見人) 松下山(市高齢福祉介護課)
- 横山さん(市社会福祉協議会) 周防さん(地域包括支援センター)
- 白髭さん(ケアマネジャー) 三谷さん(成年後見支援センター)



一般向けに企画したシンポジウムではありましたが、比較的支援関係者の参加が多く、各専門分野の方からの意見に頷いたりして、真剣に耳を傾けている姿が印象的でした。

また、前ページの図“地域連携の輪”の中に地域住民(自治会・地区社協・ボランティア等)の記載が漏れていることを指摘していただいた場面も有りました。(後日訂正済)

感想カード抜粋

- 具体的事例に則した制度の説明で、非常にわかりやすかった。
- シンポジストの方々が、実際に関わった事をもとに話していらしたので分りやすかった。
また、それぞれの立場からの関りについてのお話は、勉強になりました。
- 本人のWISHの実現を尊重するという観点からのアプローチの方法を話して欲しかった。
- 本人を支える一人ひとりの力量やチームワークの必要性を強く感じました。
- 今後も、成年後見支援センターの役割や他機関との連携が重要だと感じました。

講演会終了後、個別相談会を実施し、2組の相談を受けました。



* 茅ヶ崎市の市民後見人養成の取り組み *

茅ヶ崎市では、平成27年12月より市民後見人養成あり方検討会に協力機関が集まって、茅ヶ崎市ならではの市民後見人養成に向けての話し合いがスタートしました。平成28年度は、11月に市民後見人養成講座の説明会を実施し、受講者の募集を行い、神奈川県の実務委託事業として神奈川県社会福祉協議会による市民後見人養成講座(基礎研修)が開催されました。平成29年度は茅ヶ崎市の委託事業として茅ヶ崎市社会福祉協議会による茅ヶ崎市独自の市民後見人養成講座(実践研修)が開催されました。協力機関に所属する専門職の方々からも講義がありました。年度内には、数名の方が修了認定される予定です。平成30年度には茅ヶ崎市社会福祉協議会の法人後見サポーターとして経験を積み、最終的には、市民後見人として単独受任を目指しています。

認知症高齢者の増加や障がい者の親御さんの高齢化など、これからも成年後見制度の必要性が高まり、成年後見人の需要も増えていきます。判断能力が不十分な方のWISH(想い)を大切にして意思決定支援を行い、地域生活をネットワークの一員として寄り添って支えていくことのできる、一定の知識や技術、態度を身につけ権利擁護意識のある市民後見人に私たちは期待しています。



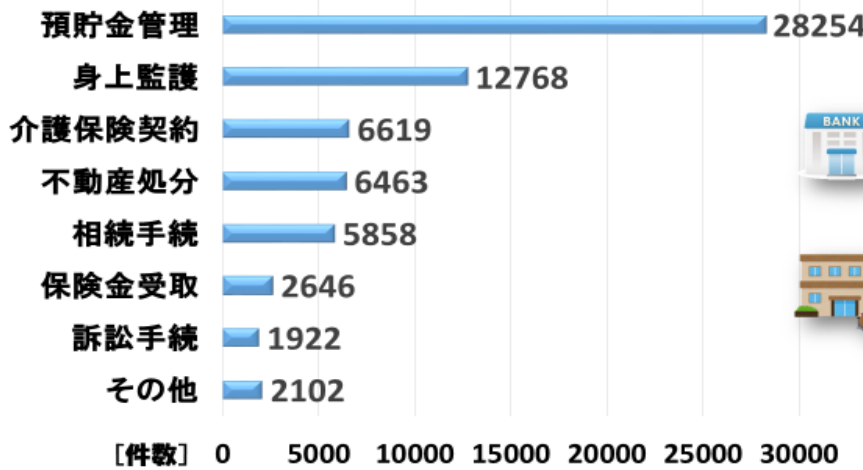
*** 最高裁判所の成年後見関係事件の概要より ***

平成 29 年 3 月、最高裁判所事務総局家庭局が、平成 28 年 1 月～12 月に全国の家庭裁判所で扱った成年後見関係事件の概要を公表しました(詳細<http://www.courts.go.jp/about/siryu/kouken/index.html>)。

成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始、任意後見監督人選任)の申立件数は 34,249 件(前年比 1.4%減)。類型別では約 78%を占める後見開始審判は前年比約 2.5%減、約 16%を占める保佐開始の件数だけが約 4.7%増となりました(補助開始は約 4.6%減、任意後見監督人選任は約 3.1%減)。

成年後見人等と本人の関係では配偶者、親、子、兄弟姉妹その他親族が全体の 28.1%。親族以外の第三者後見人が 71.9%(前年 70.1%)と増加傾向が続いています。申立ての動機については以下の通り。

もうした
「申立て」の動機



主な動機は、預貯金の管理や解約が最も多い。続いて身上監護(生活・医療などに関する契約や手続き)、介護保険契約(施設入所等)

最高裁「成年後見関係事件の概況 平成28年1月～12月」を元に本法人作成
©SHONAN Welfare Network Ombudsman 12



*** 地域包括支援センターとの意見交換会 ***

平成 29 年 1 月 9 日(木) 14 時半から、茅ヶ崎市役所にて成年後見支援センター(以下センター)と地域包括支援センター(以下、包括)との意見交換会が開催されました。包括より 15 名、市高齢福祉介護課より 3 名、センターより 3 名が参加しました。事前に包括から 100 近い質問がセンターに寄せられ、回答を包括に送付しておきました。質問内容はセンターの役割、相談件数、相談内容、支援内容、申立支援の内容、後見人の業務、課題など多岐にわたっていました。出席者全員の自己紹介の後、まず、包括から出されていた質問に対する回答をセンターから説明し、最後に質疑応答を行いました。

終了後、アンケートを書きいただきました。意見交換会に対する感想としては、「よく理解できた」「今後、センターと連携がとりやすくなる」など、評価する意見が多くありました。

* 出前ミニ講座の報告 *

<小和田公民館>

平成29年10月19日(木)10時から、小和田公民館で小和田地区の一般市民を対象にした出前ミニ講座を開催しました。当日は開会前に大雨が降り、参加者の出足が危ぶまれましたが、高齢の方も含み8名が参加されました。当センターからはスタッフ3名を派遣しました。

当センターの活動の内容を紹介した後、「楽しく学ぶ成年後見制度」のビデオを見てから、センターのスタッフが法定後見制度と任意後見制度の概要をパワーポイントで説明し、「わたしの覚え書き～希望のわだち～」と後見制度の相談機関についてもお話ししました。

参加者の中には後見制度の内容を初めて聞いた方や、任意後見契約についてあらかじめ質問事項を用意して来た方もいました。質疑応答では活発な発言がありました。



<ミニこやぎの会>

平成29年11月14日(火)13時30分から、辻堂駅より徒歩10分の明治公民館で、ダウン症親の会である「ミニこやぎの会」の会員を対象とした出前ミニ講座を行いました。

当日の参加者は14名でした。当センターからはスタッフ3名を派遣しました。

当日のテーマは「親の老後・親なき後のために考えておくこと」で、成年後見制度は本人の権利をまもる制度ですが、親なき後のためにも、障がい児者の親や家族には必要とされる制度なので、今から準備できることは何か知っておこうという目的で開催されたものです。

法定後見と任意後見の制度の概要を説明したあと、制度利用の具体的な準備はなにか、本人と親族の話し合いが必要なこと、サポートブック(親心の記録)の活用などについて説明しました。

後見人は誰にするか、後見報酬の問題など具体的な関心事をグループで話し合いました。



編集後記

- ・茅ヶ崎の市民後見人、春から第一歩(C)
- ・我が市は男性老衰死亡率が全国最多(Y)
- ・後見は自分を充実させる仕事(S)
- ・分かち合う、心と心を大切に!(M)
- ・厳寒の終末期医療を学ぶ、春よ来い(H)
- ・傾聴無くして、自立支援無し(T)

NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン

成年後見支援センター

住所:茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル 3階

電話・FAX: 0467-85-6660

月・水・金の10:00~17:00(祝祭日はお休み)

相談無料・個人情報必ず守ります・要予約



WISI!21号は、第三種郵便物の関係上、発行日が4月5日になっておりますが、2017年度の発行物です。